

2024年6月5日

## 火力発電所運営会社の広告についての JARO からの回答について

特定非営利活動法人気候ネットワーク  
理事長 浅岡 美恵  
一般社団法人 JELF(日本環境法律家連盟)  
理事長 島 昭宏

気候ネットワークと日本環境法律家連盟(JELF)は公益社団法人日本広告審査機構(JARO)に対し、株式会社 JERA による多様な媒体における「CO<sub>2</sub>の出ない火」「2050年 CO<sub>2</sub>ゼロ」「ゼロエミッション火力」などとする動画広告、およびその他の広告について [2023年10月5日](#)に、また、関西電力株式会社による日刊紙における「ゼロカーボン発電」などとする広告及び、電源開発株式会社(Jパワー)による Web 媒体などにおける「CO<sub>2</sub>フリーの水素発電」などとする広告について [2023年12月25日](#)に、これらの企業の火力発電事業は CO<sub>2</sub>を排出しないと消費者に誤認させることなどを指摘して、中止勧告を求める申立てを行ってきました。

その後、JARO に対しては [2024年5月2日](#)に審査の進捗状況をお伺いしていましたが、同年5月28日付けで、「当機構が可能な広告・表示に関する判断の範囲を超えているため、審査は行わないことといたしました」との回答書の送付を受けました。これが「当機構としての最終回答」になるとのことです。

JARO のホームページには、「JARO は消費者に迷惑や被害を及ぼすウソや大げさ、誤解をまねく広告をなくし、消費者から信頼される良い広告を育てたいという思いから、広告主や新聞社、出版社、放送会社、広告会社や広告制作会社などの広告に関係する企業が自ら集い、1974年に設立された広告・表示に関する民間の自主規制機関」であって、「「ウソ」や「大げさ」、「まぎらわしい」などの広告・表示を見かけたら JARO にご連絡ください。」と掲載されています。

気候危機対応は人類共通の課題であり、1.5℃目標の実現に向けて世界がこれに取り組む中、火力発電所における発電を「CO<sub>2</sub>が出ない火」等とするのは事実ではなく、「大げさ」で、適切な温暖化対策がなされているかのような「紛らわしい」広告であると考え、申立てを行ったものです。

英国における自主広告審査機関であるASAによる勧告等、オランダにおける同様の機関であるRCCの裁定、改正EU不公正取引指令の採択、アムステルダム地方裁判所のKLMによる広告についての判決など、広告における環境訴求に対して、事実に基づかない、あいまい、又は大げさな、消費者に環境保全に資するものと誤認させる広告を禁止する流れが強くなっています。

今回の JARO の対応はこのような国際的な潮流に反する、極めて消極的な姿勢であると言わざるを得ません。

私たちは、気候危機を回避するために、消費者の立場からとるべき行動についてもさらに推進して参りますが、JARO におかれましても、消費者の JARO に対する信頼を損なうことのないよう、かかる姿勢を改められ、消費者・市民の声に真摯に耳を傾けていただくことを期待いたします。